

# 伊賀市安定型処分場建設をめぐる 2024.7.7 阿波・山田・布引自治協一同(仮)

□はじめに

本資料は以下の3部構成で成り立っている。

1. 安定型処分場建設差止が認められた判例
2. 判例から見た伊賀市安定型処分場について
3. 本件と伊賀市水道水源保護条例との関係について

項目1により安定型処分場建設が主に人格権により差止められた事例を示し、項目2で伊賀市安定型処分場建設計画(以下、本件)と判例との比較から本件が差止めに対応する説明をする。また、項目3では項目1, 2を踏まえて本件と伊賀市水道水源保護条例との関係について説明する。

## 1. 安定型処分場建設差止が認められた判例

### 1-1. 〇産業廃棄物最終処分場建設等差止請求事件

(千葉地裁木更津支部平成17年5月12日判決)

・富津市の安定型処分場建設をめぐる、次のような権利(特に人格権)に基づく処分場建設差止請求が認められた。

ただし、水利権、漁業権については、「権利」という表現でなく「汚染される恐れ(被害)」という表現を用いている。

人格権(身体的人格権)	飲料水が汚染される恐れ
水利権(概要から水質を含む)	農業用水が汚染される恐れ(農作物が汚染される被害)
漁業権	漁獲物が汚染される被害

p.1

#### 第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告に対し、人格権(身体的人格権、平穏生活権)による妨害予防請求権に基づき、本件予定地に被告が建設、使用、操業を予定している安定型産業廃棄物の最終処分場(以下「本件処分場」という)の建設、使用、操業の差止を求める事案である。

原告らは、本件予定地周辺又は本件予定地周辺を流れる恩田川の周辺及びその下流域である湊川周辺付近に居住し、もしくはは同周辺に所在する職場に勤務する者である。原告らは、本件処分場に廃棄物と共に有害物質が搬入され、本件処分場から廃棄物に触れた汚染水が流出し、地下水や河川水を汚染するなどとして、別紙原告分類目録に第1群と表示した原告らは、水道設備がなく、専ら飲料水を地下水ないし山の絞り水(地層から染み出す水)に頼っている者で、同目録に第2群と表示した原告らは、水道設備はあるものの、地下水、絞り水を飲料水として併用している者であるから、いずれも飲料水の汚染により重大な被害を受けるとし、同目録に第3群と表示した原告らは、地下水、河川水を農業用水として使用する者であるから、収穫された農作物が汚染される被害を受けるとし、同目録に第4群と表示した原告らは、湊川を水源とする水道設備の利用者であるから、水道水源の汚染により飲料水が汚染される可能性があるとし、同目録に第5群と表示した原告は、湊川での漁業者であり、湊川の汚染により漁獲物が汚染される被害を受けるとし、同目録に第6群と記載した原告らは、本件処分場の建設、操業により、本件処分場に至る道路の使用や生活環境に影響を受ける者であるとして、本件処分場の建設、使用、操業の差止を求めている。

#### 差止請求が認められた理由

##### ①有害物質の混入が不可避

p.19

しかしながら、本件処分場に廃棄物の受入がなされた時点においては、中間処理段階で廃棄物は既に細かく破碎されており、しかも本件処分場における分別作業は従業員の手作業によらざるを得ないのであるから、日々多数回にわたり大量に搬入される廃棄物（埋立容量が約97万立方メートル、大型車両約9万8000台余に及ぶ大規模な廃棄物）からこうした有害物質を除去するのは現実的には困難であるし、まして廃棄物の添加物として混然一体となっている有害物質を手作業で除去するのは不可能といわざるを得ない。

(5) 検討

以上の検討で明らかなように、本件処分場に安定型産業廃棄物以外の有害物質が混入することは不可避であると認めざるを得ない。

## ②汚染水が処分場外に拡散していくこと

p.23

(7) 検討

以上の検討によれば、本件処分場内に雨水等の水が入り、その水が被圧地下水となって、帯水層や地層中のクラック等の移行経路を通じて、本件処分場外へ拡散されると認められる。

## 差止の必要性についての結論

p.29

(5) 差止の必要性について

本件における原告A3外6名の原告らの請求は、身体的人格権に基づく差止請求であり、本件処分場から有害物質が流出して身体、健康さらには生命に影響が及ぶのを阻止しようとするものである。そして、本件処分場は埋立量の多い大規模な処分場であり、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染が拡散し、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し、拡大を止めるのは著しく困難であるから、本件処分場を建設する前に妨害排除の予防請求をする要請は強く、本件処分場の建設、使用、操業については事前にこれを差し止める必要性があると認められる。

## 1-2.○水戸市安定型最終処分場操業差止事件(東京高裁平成19年11月29日判決)

- ・水戸市の安定型処分場建設をめぐる、次のような権利(人格権)に基づく処分場建設差止請求が認められた。

なお、判例1-1と同様、「侵害されるおそれ」があるという理由で差し止めとなった。

人格権 水源地への有害物質の搬入による生命、身体、健康の侵害のおそれ  
判例集より抜粋

判決はまず「水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものである」として、「有害物質を水源地に搬入しないこと」が重要であるという基本認識に立つことを明らかにし、現行の廃棄物法制において、必ずしも水源地の保護が十全にはなされていないとはいいたいとしつつ（なおここで判旨は、本判決中で参照されるべき廃棄物法制は、本件における施設の設置許可申請時点のものでなく、最新の規定を見るべきであると断っている。このことの意味は解説中でふれる）、「法制上の不備があるために生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるのであれば、国民が自らの手でその生命、身体、健康を守る必要があるものであり、水源地がある河川から

取水する水道施設により水道水の供給を受ける者は、当該水源地への有害物質の搬入によりその生命、身体、健康が侵害されるおそれがあることを理由に、人格権に基づき、有害物質の当該水源地への搬入の差し止めを請求することができるというべきである」とする。

## 差止請求が認められた理由

### ①有害物質の混入が不可避

- ・マニフェスト及び展開検査では有害物質が搬入されないことは保障されない

判例集より抜粋

し、ほかは因果関係が認められず、認められた部分については、本判決とほぼ同様の判断をしている。すなわち本判決では、マニフェストおよび展開検査によっては、本件処分場に有害物質が搬入されないことが保証されているとはいえないとしたが、この点は千葉判決も同じ判断を示して、安定型処分場に安定型産業廃棄物以外のものが混入することは不可避であるとした。そして雨水の浸透などにより、原告らの井戸水が汚染される蓋然性があり、うち7名については、「その生命、身体（健康）を害する危険性がある」というのである。

6 このように、安定型処分場に、安定型産業廃棄物以外のもの、したがって有害物質の付着した廃棄物が持ち込まれることは不可避であり、マニフェストや展開検査によっても、それを阻止することは困難であるという判断は、上記差止め認容例に共通した判断である。仮処分を却下した前掲前橋地決は、マニフェストや展開検査などの安全対策が行われる以上、住民が主張する生活用水や農業用水の汚染の危険は疎明されているとはいえない、としているが、他の事例との比較では孤立した判断といえる。このことから見ると、安定型処分場という処分場類型はもはや維持し得なくなっているといえるのではないか。とりわけその処分場が水源地に設置されることによる影響は予測不可能であり、その結果は不可逆的なものであって、文字どおり取り返しのつかないことになる。本判決の示した判断は、今後も定着していくものと思われる。

## ②汚染水が処分場外に拡散していくこと

- ・遮水工がない

### 判例集より抜粋

たものである。安定型最終処分場は、安定型産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令6条1項3号イ）に限って埋立てをすることが認められるが、管理型最終処分場のように遮水工を施すことを要せず（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令2条2項参照）、設置費用が少なく済む一方、そこに埋め立てられる廃棄物に有害物質が混入するときは、周辺に深刻な汚染を引き起こすことになる。とりわけそれが水道水源地に設置されるときは、その水道を利用する住民への影響が大きい。本判決はこのような事例で、本件処分場については水源地向への有害物質の搬入によりその生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるときは、人格権に基づいてその差止めを請求することができるとし、具体的な事案の解決としてもこれを認容したものである。

### 差止の必要性についての結論

する客観的な根拠があること」「当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠があること」の2点を、特段の事情として立証すべきであるとする。

つづいて具体的な本件処分場についての検討を行い、本件処分場予定地は、その地理的状況から、本件処分場に有害物質が搬入されれば「Xらに供給される水道水が有害物質によって汚染される蓋然性があるというべきである」とした。

そして、上記2点の特段の事情については、その第1（有害物質が混入しない客観的な根拠）についてYは管理票制度（いわゆるマニフェスト）および展開検査をあげるが、これらによっては必ずしも実効的に有害物質の搬入が阻止されるとはいいがたく、また第2（有害物質が水源地に流出しない客観的な根拠）についても、この処分場が安定型処分場である以上、その流出を阻止する十分な設備を備えているとはいいがたいとした。

以上の判断に立つて判決は、Xらの請求を認容した原判決を相当なものとして判示して、Yの控訴を棄却したものである。なお、LEX/DBの書誌によると、本件についてYは上告受理申立てをしたが、不受理決定がなされたことである。

## 2. 判例から見た伊賀市安定型処分場について

### 2-1. 汚水処理施設設置をめぐって

- ・本件では、判例 1-1 及び 1-2 の判決等を踏まえたのか、廃棄物処理法では安定型処分場に義務づけられていない汚水処理施設を設置する計画になっている。

「説明会資料」より抜粋 p.24

しかしながら、本件事業においては、事業用地近隣の地域住民の皆様及び服部川下流の住民の皆様へ本件事業における不安をできる限り軽減するための配慮として、安定型産業廃棄物最終処分場では設置義務はありませんが、水処理施設を設置することとしました。

今後、水処理施設の性能、規模及び設計等に関し、伊賀市水道水源保護条例に基づく審議会からご意見等をいただき、伊賀市上下水道部と協議の上、本件事業を進めて参ります。

- ・しかし、汚水の集水には部分的に設置された集水管のみである。集水管以外の場所に浸透した汚水は地下水等により外部に流出する。
- ・仮に今後計画変更を行い、管理型処分場のように遮水シートを設置したとしても、合成樹脂製品である遮水シートは経年劣化や地震等によるせん断応力により破れが生じる。また、埋め立てられる廃棄物によって処分場は次第に沈下していくが、その沈下の程度は、各場所の廃棄物の質によって異なる。従って、場所によって廃棄物が異なれば、沈下の程度も異なるゆえに、遮水シートに破れが生じる。不均等沈下を防ぐには、処分場全体を均質な産廃で埋めていかなければならないが不可能である。つまり、未来永劫遮水機能を保つことはできない。
- ・上記の証左として、日本遮水工協会「廃棄物最終処分場遮水シート取扱いマニュアル」には、「遮水シート劣化に対する留意事項」として「遮水シートは時間とともに劣化が進行するので、定期的に露出部の遮水シートの抜き取り検査を実施して、劣化状況を把握し、必要に応じて貼り直すことも考慮しておく必要があります」と記されていることを挙げます。

日本遮水工協会「廃棄物最終処分場遮水シート取扱いマニュアル」より抜粋 p.9

#### (3) 遮水シート劣化に対する留意事項

遮水シートは時間とともに劣化が進行するので、定期的に露出部の遮水シートの抜き取り検査を実施して、劣化状況を把握し、必要に応じて貼り直すことも考慮しておく必要があります。

- ・本件より流れ出した汚水は下流域を水源とする山田水源を汚染し、住民の飲料水が汚染される恐れがあり、また下流域の農業用水が汚染される恐れ(農作物が汚染される被害)もある(人格権、水利権の侵害の恐れであり、差止られた判例に同じ)。

従って、本件の計画では、判例 1-1 及び 1-2 の「②汚染水が処分場外に拡散していくこと」を防ぐ手段にはなりえない(有害物質が絶対に拡散しない証左がない)

### 2-2. 持ち込まれる処分物をめぐって

- ・本件では、持ち込まれた処分物について目視や臭い、展開検査及びマニフェストとの照らし合わせにより許可品(安定型 5 品目)を区別する計画となっている。

「説明会資料」より抜粋 p.5

(9) 主要な施設（設備等）（施設配置図：図面2、施設配置拡大図：図面3）

①受付・事務所・車上検査場

関係法令・契約の遵守の徹底（許可品目・マニフェスト・計量・付着物・大きさ、廃棄物の臭気、石綿含有廃棄物の荷卸し前の破損等の各種確認作業）。

⇒これら、上記許可内容に合致しない場合、返車、返品します（絶対に埋立しません）。

②展開検査場（埋立場内に設置）

搬入された廃棄物は処分場に設けた展開検査場（埋立場所隣接して設置）に積載物を下ろさせ、搬入書類（マニフェスト等）と照らし合わせるとともに、50cm程度の厚さに敷き均し、4名以上の展開検査員でさらに不適切な廃棄物が混入・付着がないか、また異臭の有無等を検査します。

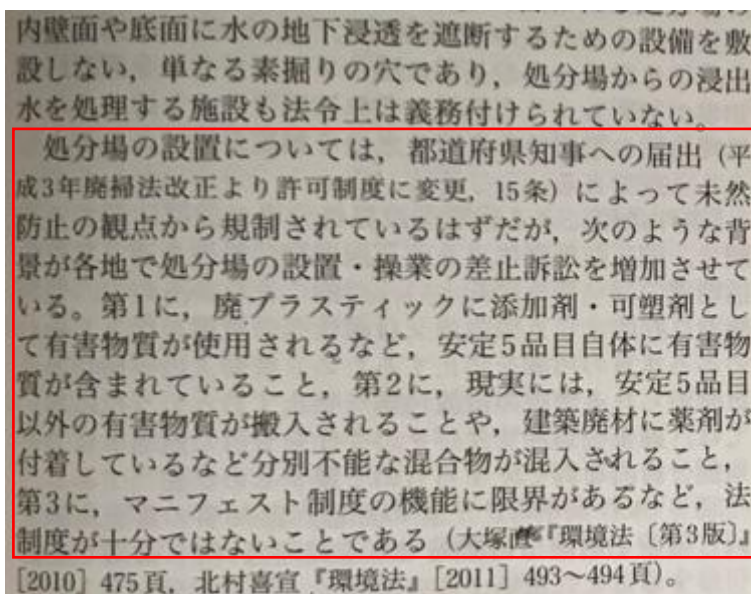
⇒許可品目外の廃棄物や契約廃棄物以外、あるいは不適と判断した廃棄物が混載、混入、付着していた場合は返品、返車します（埋立しません）。

③場内道路、タイヤ洗い場

- しかし、判例1-1及び1-2の「①有害物質の混入が不可避」に示すように、上記のような方法では有害物質の混入を防ぐことはできない。（下記に判例を追加する）

○丸森町廃棄物処分場事件（仙台地裁平成4年2月28日決定）

判例集より抜粋



- 上記判例から安定型5品目であっても、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れないことがわかる。

「説明会資料」より抜粋 p.3

(4) 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類（安定型産業廃棄物※）

廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）

※安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起さない（容易に化学的変化を起さない）廃棄物です。

- また、近年話題になっているPFAS関連の水道水への混入の懸念も免れない。PFAS、つまり有機フッ素化合物の類は非常に安定した性質から産業界において多用されており（プラスチック製品へのフッ素樹脂コーティング、建築物外壁へのフッ素樹脂塗装、多方面で使用される潤滑剤の添加剤としてのフッ素樹脂など）、本件の廃棄物（上記のとおり）にはまず混入されている（見た目では分別不可能である故）。

参考事例：三重県四日市矢合川の水質検査で暫定目標値の60倍超えるPFAS検出  
YOU記事より抜粋

矢合川の水質検査で暫定目標値の60倍超えるPFAS検出、四日市公災害市民ネット調査、下流域に上水道の水源

2023年6月10日



【矢合川での水質検査の結果などを発表する四日市公災害市民ネットのみなさん＝四日市市議訪町】

三重県四日市市でPFAS（有機フッ素化合物）について調査を行っている市民グループの四日市公災害市民ネットは6月10日、市西部の三滝川水系の矢合川とそこに流れ込む小川から、国が定めている水質管理暫定目標値50ng/Lの最大60倍超すPFASが検出されたと発表した。下流にある三滝川との合流

- WHO のがんの研究機関 IARC において、1 万種類以上が存在するとされる有機フッ素化合物の「PFAS」のうち、PFOA は4段階ある分類のうち最も高い「発がん性がある」に2段階引き上げられ、PFOS については、上から3番目の「発がん性がある可能性がある」に初めて位置づけたと公表されました。

NHK NEWSWEB より抜粋



有害性指摘のPFAS 一部物質について発がん性評価引き上げ WHO

2023年12月5日 12時05分

国内各地の河川や水道水から高い濃度の検出が相次ぎ、有害性が指摘されている有機フッ素化合物「PFAS」の一部の物質について、WHO＝世界保健機関のがん研究機関が発がん性の評価の引き上げを公表しました。



1万種類以上が存在するとされる有機フッ素化合物の「PFAS」のうち、「PFOA」と「PFOS」の2種類は有害性が指摘され、国内でも製造や輸入が禁止されています。

この2種類について、WHOのがんの研究機関IARCはマPFOAについて、4段階ある分類のうち最も高い「発がん性がある」に2段階引き上げ、マPFOSについては、上から3番目の「発がん性がある可能性がある」に初めて位置づけたと公表しました。

- PFAS に関しては人体への影響だけではなく、安定した性質であるが故に自然界では分解されず、農業用水を通じて農作物にも影響を与える。

参考事例:大阪府摂津市周辺の地下水や用水路、住民の血液や農作物から高濃度のPFASが検出

Web 東京新聞 記事より抜粋



環境省の担当者(左)と署名を予選する市民団体の谷口武事務局長(右)ら。8日、東京千代田区で

発がん性の疑いがある有機フッ素化合物（PFAS）を巡り、大阪府摂津市の市民団体が8日、同市内の土壌汚染や健康被害を調査するよう求める要望書を2万3788人分の署名とともに環境省に提出した。大阪府などによると、ダイキン工業（大阪市）の摂津市内の工場がPFASの一種PFOAを大量に排出し、周辺地下水や用水路から高濃度のPFOAが検出されている。

大阪府が2022年8月に実施した調査では、摂津市内の地下水から最大で1リットル当たり約2万1000ナノグラム（ナノは10億分の1）のPFOAを検出。国が定める暫定指針値の420倍に相当する。京都大の原田浩一准教授らの調査によると、地元住民の血液や農作物には高濃度のPFOAが含まれていた。

要望書では「市内の地下水が農業用水として利用されている」として、土壌汚染や地域住民全体に対する健康被害の調査などを求めた。市民団体の谷口武事務局長は「PFASは目に見えず、市民から不安の声がたくさん寄せられている」と語った。

PFAS汚染は、全国の米軍施設や工場周辺で深刻化。東京都多摩地域では米軍横田基地の周辺で、水道水に利用する地下水から高濃度で検出され、都水道局の井戸34本が取水停止となっている。（松島京太）

【関連記事】全国初の「PFAS相談外来」多摩地域に4月以降設置へ、医師が健康状態を確認して助言

我々地域住民の多くは稲作に従事しており、本件の排水の下流域から農業用水を引いている。我々が生産している「伊賀米」は全国的なブランドであり、全国に向けて出荷しているので健康被害が日本中に広がる恐れがある(特A評価は2年連続9回目。約2,800戸の農家が約3,000ヘクタールで生産し、年間約8,200t)。

また、全国的なブランド米である「伊賀米」への風評被害は免れない。

つまりは人格権、水利権の侵害の恐れであり、これは項目1で示した差止られた判例に同じである。

従って、本件の計画では、判例1-1及び1-2の「①有害物質の混入が不可避」、また上記の丸森町の判例やPFASの事例などで示すように有害物質の混入は不可避である(絶対に有害物質が混入されない証左がない)

### 2-3.まとめ

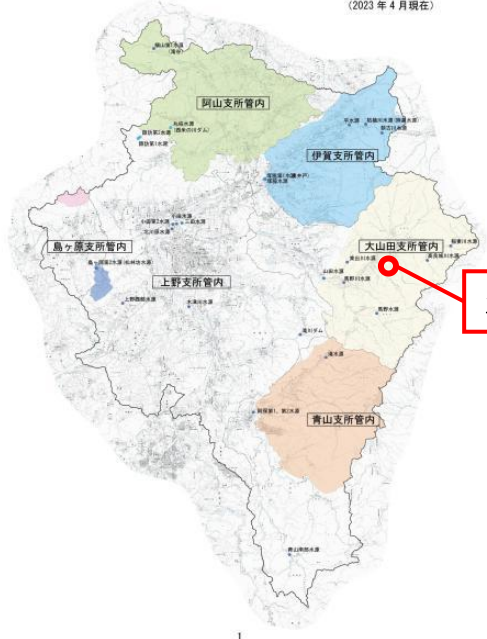
- 本件の問題は次の項目の通りである
  - 「①有害物質の混入が不可避」「②汚染水が処分場外に拡散していくこと」
- 上記により計画地周辺及び汚染水の下流域住人の人格権、水利権を侵害するおそれがある
- 従って、我々一同は数多くの判例を証左とし、本件を認可することはできず、本件に反対致します。

### 3. 本件と伊賀市水道水源保護条例との関係について

- ・本件区域は、伊賀市水道水源保護条例 2 条の「水源保護区域」に当たる。

伊賀市水道水源保護条例 水源保護区域

(2023 年 4 月現在)



\*色塗り部位が水源保護区域

本件計画地

- ・次に、伊賀市水道水源保護条例の第 15 条には以下のように記載されている。  
「伊賀市水道水源保護条例」より抜粋

(規制対象事業場の設置の禁止)

**第15条 何人も、水源保護区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。**

- ・第 15 条における「規制対象事業場」は次のように定義されている。  
「伊賀市水道水源保護条例」より抜粋

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第 3 条第 8 項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護区域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、市長が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。

**(4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第12条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。**

- ・「規制対象事業場」とは誰がどのように決めるのかを伊賀市水道局の職員にヒアリングしたところ、「水道局と伊賀市水道水源保護審議会(以下「審議会」)で決める」とのこと(確認済)
- ・そこで本件が「規制対象事業場」に相当するのかを伊賀市水道局の職員にさらにヒアリングしたところ、「計画の段階では名目上は安定型 5 品目であり、水質を汚濁させる証拠がないため、その判断は難しい」とのこと。
- ・しかし、下記に示す判例は水道水源保護条例において「おそれ」がある旨で処分している。(下記判例は管理型の事例ではあるが、本資料の項目 1, 2 で示すように管理型同様、本件は安定型でも汚染水の外部流出から水道水の汚染が免れないので適用する)  
○阿南市水道水源保護条例事件(徳島地裁平成 14 年 9 月 13 日判決)  
判例集より抜粋



事業場を設置することを禁止している(8条)。その前提として、水源保護地域内において一定の対象事業を行おうとする事業者には水道事業管理者との事前協議が義務付けられており(7条1項。産業廃棄物処理業は対象事業に含まれる—2条3号および別表)、事前協議の申出を受けた水道事業管理者は、審議会の意見を聴いた上で、「水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場」を規制対象事業場として認定することとなっている(7条3項)。なお、8条違反には刑罰が予定されている(12条。6月以下の懲役または15万円以下の罰金)。

Y(水道事業管理者・阿南市長一被告)は、平成11年10月、本件事業場について、立地場所、施設の構造、水質、維持管理の面から、下流の福井水道水源に好ましくない影響を与える可能性があり、現時点では、水道に係る水質を汚濁するおそれがあることを理由として、規制対象事業場に認定する旨の処分をした(以下「本件処分」という)。Xは、本件条例が産業廃棄物処理施設の設置に関する廃棄物処理法の規定に違反する等主張し、本件処分の取消しを求めて出訴した。

•従って、山田水源の汚染のおそれから条例2条の「規制対象事業場」と判断し、本件は設置してはならないと判断できます。

•また、本資料の項目1,2で示すように人格権、水利権の侵害に当たることも付け加えておきます。

•人格権は下記に示すように憲法13条を根拠として、実体法上の権利とし認められている  
弁護士法人「みずほ中央法律事務所」HPより抜粋

#### 4 人格権の根拠(まとめ)

繰り返しになりますが、人格権は法律上に明文はありません。歴史的には法律などのルールができる前から存在した(自然権に由来する)という考えもあります。

現在では、憲法13条を根拠として、実体法上の権利とし認められているといえます。

##### <人格権の根拠(まとめ)>

##### あ 「権利」といえるための要件(前提・概要)

実定法上の権利といえるためには、法律によって定められている必要がある

詳しくはこちら! 「権利」「〇〇権」の意味(実定法・立法・政策論・学理上による違い)

##### い 人格権の根拠(まとめ)

判例(後記※1)は、新たな人格権を承認する場合には、つねに憲法13条を引き合いに出しているといえる。

民法上の名誉権についても憲法13条に基礎を置いている。

※五十嵐尚書『人格権法概説』有斐閣2003年p17

•伊賀市水道水源保護条例の第10条において議事は多数決で決まる旨が記載されている。  
「伊賀市水道水源保護条例」より抜粋

##### (会議等)

第10条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

•しかし、多数決で決まったからといって権利の侵害は許されない。また、下記に示すように条例は憲法や法律より下位に位置付けされており、上位である憲法や法律に対し違反がある場合はその効力を有しない。従って、条例で定められているように多数決で本件が「規制対象事業場ではない」という議事であった場合、憲法13条を根拠として実体法上の権利とし認められている人格権の侵害に当たるため効力を有しないと判断できます。

三重県HP「憲法、条約、法律、命令及び条例の関係等について」より抜粋

##### 5. 条例

条例は、日本国憲法において「法律の範囲内で条例を制定することができる」と定められており(第94条)、また、地方自治法において「法令に違反しない限りにおいて(……)条例を制定することができる」と規定されている(第14条第1項)ことから、法律及び命令(法令)よりも形式的効力は下位となる。

以上